

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」投光器貸出要綱

制 定 平成30年12月11日 金政第759号（区長決裁）

改 正 令和元年11月 8 日 金政第714号（区長決裁）

（趣旨）

第1条 この要綱は、金沢区が保有する「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」の投光器（以下「投光器」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定める。

（権利）

第2条 投光器に関する一切の権利は、金沢区に属する。

（貸出目的）

第3条 金沢区は、区民に幸せを届けるとともに、金沢区の情報等を内外に発信するために投光器を貸し出すことができるものとする。

（貸出期間）

第4条 貸出期間は、原則として、投光器を使用する各種イベント等の開催期間及びその前後の日とし、最長7日間とする。ただし、貸出期間が重複しない場合で、金沢区が必要と認めるときは、この限りでない。

（横浜市の貸出申請）

第5条 横浜市のうち金沢区以外が投光器の貸出しを申請する場合は、金沢区への事前連絡をもって貸出申請及び承認等に代えるものとする。ただし、投光器の使用を希望する日の前3か月から7日前までに事前連絡を行うものとする。

（横浜市以外の貸出申請）

第6条 横浜市以外の団体・法人・事業者等（以下「団体等」という。）が投光器の貸出しを申請する場合は、投光器の使用を希望する日の前3か月から7日前までに貸出申請を行い、事前に承認を受けなければならない。

2 前項による承認を受けようとする者は、投光器貸出申請書（第1号様式）に次の書類を添えて、金沢区へ提出しなければならない。

- (1) 投光器の使用を予定するイベント等の資料
- (2) その他金沢区が必要と認める書類

（貸出承認）

第7条 金沢区は、前条の貸出申請があった場合は、その内容を確認し、当該使用が第3条に

定める貸出目的に合致する場合は、貸出しを承認するものとし、投光器貸出承認通知書（第2号様式）をもって団体等へ通知するものとする。

2 同一時期に前2条による複数の貸出申請があったときは、原則として先着順に承認するものとする。

（貸出しを承認しない場合）

第8条 投光器の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないものとし、投光器貸出非承認通知書（第3号様式）をもって団体等へ通知するものとする。

- (1) 法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき。
- (2) 金沢区の信用又は品位を害するとき又はそのおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき。
- (4) 投光器の使用によって、誤認又は混同を生じさせるとき又はそのおそれのあるとき。
- (5) 「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」のイメージを損なうとき又はそのおそれのあるとき。
- (6) その他投光器の使用が適当でないと認めるとき。

（使用上の遵守事項）

第9条 第7条の規定による貸出承認を受けた団体等（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた用途のみに使用すること。
- (2) 承認を受けた用途に使用したことがわかる写真を提出すること。ただし、雨天や震災等でイベント等が中止になった場合は、この限りではない。
- (3) 投光器の電源は使用者が自ら確保すること。
- (4) 投光器が「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」であることを明示すること。
- (5) 投光器を第三者に譲渡、転貸しないこと。
- (6) 投光器が破損及び汚損しないように努め、破損又は汚損が認められたときは、金沢区へすみやかに報告すること。
- (7) 火気及び危険物の近辺で使用しないこと。
- (8) 雨天時に屋外で使用しないこと。
- (9) 承認された貸出期間を遵守し、貸出期間が終了次第、すみやかに金沢区へ返却を行うこと。
- (10) 投光器を汚損、破損又は亡失した場合は、第14条又は第15条に基づき、すみやかに対応すること。

（使用料）

第10条 投光器の使用料は、無料とする。

(貸出承認の取消し等)

第11条 金沢区は、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出承認を取り消し、使用者に対し、その使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が当要綱に違反したとき。
- (2) 使用者が第7条による貸出承認に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められるとき。
- (4) その他、投光器の使用内容が不相当であると認められるとき。

2 金沢区は、前項により使用承認を取り消すときは、投光器貸出承認取消通知書（第4号様式）をもって使用者へ通知するものとする。

3 金沢区は、第1項の規定による貸出承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 金沢区は、使用者に投光器の使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 貸出承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」を使用する権利を付与するものではない。

2 貸出承認は、使用者、使用するイベント等について金沢区の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 金沢区は、この要綱に定める申請に要した費用及び使用の実施に関わる経費又は役務を負担しない。

(原状復帰)

第14条 使用者は、投光器を汚損又は破損した場合は、使用者の責任と負担により、修理又は修復その他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。

2 修理又は修復が困難な状態まで損傷している場合は、金沢区は使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(損害賠償)

第15条 使用者は、投光器を亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

2 使用者は、投光器の使用に際して故意又は過失により金沢区に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を金沢区に賠償しなければならない。

(損害等の責任)

第16条 金沢区は、投光器の使用を承認したことに起因する損害等について、一切の責任を負

わない。

2 金沢区は、投光器を使用したことに起因する事故等により使用者が被った損害又は使用者が第三者に対し与えた損害について、一切の責任を負わない。

(情報の公開)

第17条 金沢区は、広く利用促進を図る視点から投光器の貸出しの状況等について公開することができる。

(管理)

第18条 投光器の使用管理及び当要綱に関する事務等については、金沢区区政推進課広報相談係が所管する。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、投光器の貸出し等に関し必要な事項は、別に区長が定めるものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成30年12月11日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」投光器貸出申請書

年 月 日

（申請先）

横浜市金沢区長

所在地 〒

商号又は団体名

代表者職氏名

投光器の貸出しを次のとおり申請します。また、使用にあたっては「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」投光器貸出要綱に定める内容を遵守します。

使用目的	
投光器使用の 具体的内容	※ 使用場所や企画等を記入してください。
使用期間	年 月 日から 年 月 日まで ※ 最長使用期間は、貸出日から返却日までを含めた1週間です。
特記事項	
連絡先	担当者名： 住 所：〒 電話番号： E-MAIL：

添付書類

- 1 投光器の使用を予定するイベント等の資料
- 2 その他金沢区が必要と認める書類

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」投光器貸出しの承認について(通知)

年 月 日に申請のありました投光器貸出しについては、次のとおり決定したので通知します。

- 承認番号
年度ぼたんちゃん投光器貸出承認第 号
- 使用期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 条件
- 備考

担当：
電話：

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」投光器貸出しの非承認について(通知)

年 月 日に申請のありました投光器貸出しについては、非承認と決定したので通知します。

理由

担当：

電話：

様

横浜市金沢区長

「金沢区幸せお届け大使 ぼたんちゃん」投光器貸出承認の取消しについて（通知）

年 月 日 第 号で承認した投光器の貸出しについて、取消しが決定したので通知します。

1 承認番号

年度ぼたんちゃん投光器貸出承認第 号

2 理由

担当：

電話：